冬のくらしに備えよう

岩見沢市は冬になると季節風の影響により、特に雪の多い地域として知られており、多いときには積雪が2mを超え、総降雪量が10mを超えることもあります。
市では、市民の皆さんが冬でも安全で快適に生活することができるよう、除排雪の実施や高齢者等への支援など総合的な雪対策に取り組んでいます。
本紙では除雪作業の注意点や道路除雪でのルールについてまとめています。

雪に関する情報を入手しよう

除雪作業や外出をするときは、その日の天気や路面の状況を知っておくことで、安全に活動することができます。市では、冬のくらしに役立つ情報をホームページやSNS、ラジオなどを使って発信しています。必要な情報を自分にあった方法で入手しましょう。

情報内容 / 情報発信手段	荒天、路面・落雪注意情報	積雪・降雪情報	排雪に伴う通行止め情報	豪雪パトロール活動状況
市ホームページ	○	○	○	○
市メールサービス	○		○	
SNS(X、Facebook、LINE)	○		○	○
Yahoo！防災速報	○			
市民気象情報ホームページ		○		
ラジオ放送(FMはまなす)	○		○	

家の除雪作業の注意点

◆ 安全な除雪を心がけましょう！

寒い屋外での除雪作業は重労働です。
天候に気をつけ、休息や水分を十分とって、無理のない除雪作業を心がけましょう。

除雪作業の注意点

★大雪や暴風雪など悪天候のときは、無理をせずに除雪作業を控えましょう。
★気温が高い日には、落雪が起こりやすいので、注意しながら作業しましょう。
★除雪作業中に帽子をかぶったり耳当てをしたときは、音が聞こえづらくなり、周囲の状況に気づきづらくなります。車の走行や歩行者に注意しながら作業しましょう。

◆ 給排気筒周りの除雪をしましょう！

降雪や屋根からの落雪で、FF式ストーブの給排気筒がふさがると、不完全燃焼の原因になることや、排気ガスが室内に逆流してしまう恐れがあります。定期的に給排気筒の周辺を除雪して、スペースを確保しましょう。

◆ 屋根の雪下ろしには細心の注意をしましょう！

屋根の雪下ろし作業は命に関わる事故につながりやすい危険な作業です。
必要な装備を準備したうえで、慎重に作業しましょう。

屋根の雪下ろし作業の注意点

★体調の悪いときは無理しないようにしましょう。
★屋根の上に登る方は、必ず「ヘルメット」をかぶりましょう。
★「安全帯」「命綱（金具付ロープ）」を装着して作業しましょう。
★一人で作業しないで、必ず複数人で作業しましょう。
★滑りにくくするために、屋根の上には雪を少し残し、軒先には立たないようにしましょう。



「雪下ろし安全装備」の無料貸出し



市では、屋根の雪下ろし作業中の事故を防ぐため、安全装備の貸出しを無料で行っています。

貸出用具：ヘルメット、安全帯、命綱（金具付ロープ）
貸出対象：岩見沢市内で使用する方
（※営利活動には使用できません。）
貸出期間：原則、3日間
受付日時：土日、祝日、年末年始を除く、8時45分～17時30分
申込場所：市役所防災対策室、北村支所、栗沢支所、
幌向サービスセンター
※申し込み時は身分証明書を持参してください。

◆　家庭用除雪機の使い方に注意しましょう！

家庭用除雪機は、除雪作業の負担を軽減してくれますが、使い方を誤ると大事故につながる可能性があります。
家庭用除雪機を使用するときは、次の点に注意しましょう。

家庭用除雪機での作業の注意点

★服が除雪機に巻き込まれないように注意しましょう。
★除雪機の点検、雪詰まりを取り除く場合、除雪機から離れるときは必ずエンジンを止めましょう。
★雪詰まりを取り除くときは雪かき棒を使用しましょう。



道路除雪のルール

◆ 岩見沢市の除雪の特徴



市では、10cm以上の降雪が予測されるときに、交通量の少ない深夜から朝7時頃までに除雪作業を行います。通勤･通学で交通量が多くなる時間までに作業を終わらせるためには時間が限られているため、雪を道路の左右にかき分ける除雪を行っています。
そのため、除雪後はかき分けた雪が各家庭の玄関前や車庫前に寄せられますが、その雪の処理は各家庭でお願いしています。
なお、朝方に集中した降雪があり、朝7時までに作業を終えることができないと予想されるときは、除雪車の出動を見送る場合があります。

◆ 自宅の雪を道路に出さないでください



自宅の雪を道路に出してしまうと、せっかく除雪した道路が雪で狭くなり、自家用車や緊急車両の通行が妨げられます。
その結果、渋滞の発生やバスの遅延･運休につながり、正常な道路交通を確保することが難しくなるため、自宅の雪はご自身の敷地内に堆積するか、業者へ依頼して排雪するなどの処置をお願いします。

◆ 路上駐車は絶対にやめてください

道路に駐車車両があると、除雪作業に支障をきたすだけでなく、緊急車両の通行を妨げることになりますので、路上駐車はやめてください。

知っていますか？路上駐車は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です

道路上の場所を自動車の保管場所として使用したり、道路上の同一の場所に長時間駐車したりする行為は、法律違反で、罰則があります。



高齢の方や障がいを持っている方への支援

◆ 豪雪パトロール

市では、豪雪時に高齢者や障がい者世帯などの安全確認のため、必要に応じて各世帯を回り、間口や屋根雪、ストーブの給排気筒の状況確認と除雪支援をするパトロールを行っています。



◆ 冬のくらし支援事業

雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がい者世帯に対して、事業者が行う家屋の屋根の雪下ろし、間口の置き雪除雪、定期排雪に要した費用の一部を助成しています。

〇対象世帯要件

市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、市内の一戸建て住宅に住んでいる次のいずれかに該当する世帯。

・年度末時点で世帯の全員が70歳以上の世帯。

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯。

※世帯分離していても、同じ敷地（隣接含む）に住んでいる方全員を同一世帯と判断します。

※生活保護世帯は対象外です。

※営業している店舗や集合住宅は対象外です。

※70歳未満でも、病気・けがにより除雪ができない方で助成を希望される方はお問合せください。

雪下ろし助成

・家屋の雪下ろし作業や雪下ろし後の運搬排雪、家屋の屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪。

・助成限度額
1回2万円
・助成割合：2分の1
・利用回数：上限2回

間口除雪助成

・道路除雪後の間口の置き雪の処理、自宅敷地内で処理できなくなった雪の運搬排雪。

・助成限度額
1シーズン2万円
・助成割合：3分の1

定期排雪助成

・敷地内に溜めた雪の定期的な運搬排雪。（10回以上のシーズン契約）

・助成限度額
1シーズン1万5千円
・助成割合：3分の1

※間口除雪助成と定期排雪助成はどちらか一方しか利用できません。

■冬のくらしについてのより詳しい情報については、市ホームページに掲載している「冬のくらしガイドブック」をご覧ください。

問合せ先

家の除雪作業の注意点に関すること　0126-35-4823（岩見沢市役所総務部防災対策室）
道路除雪のルールに関すること　0126-22-8400（岩見沢市役所除排雪対策本部）
高齢の方や障がいを持っている方への支援に関すること
0126-35-4132（岩見沢市役所健康福祉部高齢介護課）